第3章 適用事業所についての諸手続

雇用保険の適用事業所が行わなければならない手続は「雇用保険法」と「労働保険の保険料の徴収等に関する法律」の2つの法律に定められています。

したがって、適用事業所についての提出書類は、雇用保険の(事業所及び被保険者に関する)提出書類と、労働保険の(保険料に関する)提出書類の<u>両方を提出しなけ</u>ればなりません。

また、労働保険の手続については、事業所の事業内容(一元適用事業であるか二元 適用事業であるか)によって提出先と提出書類が異なりますのでご注意ください。

なお、雇用保険に関する各種提出書類については、ハローワークにて配付しているほか、ハローワークインターネットサービスからダウンロードできます。詳しくは、下記でご確認ください。各種提出書類を印刷する場合は、A4の白色用紙に等倍(倍率 100%)で印刷してください。

ハローワークインターネットサービス 帳票一覧 検索

(https://hoken.hellowork.mhlw.go.jp/assist/001000.do?screenId=001000&action=initDisp)

1 事業所を新たに設置したとき

(1) 労働保険関係

- · 提出書類·····**「労働保険保険関係成立届」**
- ・ 提出期日・・・・・保険関係が成立した日の翌日から起算して10日以内
- 提出先・・・・・・次の①または②のとおり
- ① 一元適用事業の場合は、事業所の所在地を管轄する労働基準監督署へ提出して ください。
- ② 二元適用事業の場合は、雇用保険は事業所の所在地を管轄するハローワーク、 労災保険は事業所の所在地を管轄する労働基準監督署へ提出してください。
- · 提出書類·····「労働保険概算保険料申告書(納付書)」
- ・ 提出期日・・・・・保険関係が成立した日の翌日から起算して50日以内
- ・ 提出先・・・・・・次の①または②のとおり
- 持参するもの・・・添付書類については各提出先にご確認ください。
- ① 一元適用事業の場合

<u>黒色と赤色</u>で印刷された申告書(納付書)を、労働局、労働基準監督署又は 金融機関へ申告、納付してください。

② 二元適用事業の場合

雇用保険は<u>ふじ色と赤色</u>で印刷された申告書(納付書)を労働局または金融機関へ、労災保険は<u>黒色と赤色</u>で印刷された申告書(納付書)を労働局、労働基準監督署または金融機関へ申告、納付してください。

持参するもの・・添付書類については各提出先にご確認ください。

(2) 雇用保険関係

- · 提出書類······「雇用保険適用事業所設置届」
- ・ 提出期日・・・・・・・・適用事業に該当 (労働者を雇用する事業を開始) した日の 翌日から起算して 10 日以内
- ・ 提出先・・・・・・・・・事業所の所在地を管轄するハローワーク
- 持参するもの・・・・・・次の①~③(②は、原則として登記事項証明書)
- ① 「労働保険保険関係成立届」事業主控
- ② 登記事項証明書(法人事業所の場合、雇用保険適用事業所設置届に法人番号が 記載されている場合は省略可能)、事業許可証、工事契約書、不動産契約書等 なお、事業所の所在地が登記されたものと違っている場合は、公共料金の請求 書、賃貸借契約書等の所在地が明記されている書類が別途必要です。

また、必要に応じて、事業実在の確認のため書類の追加依頼や実地調査を行う場合があります。

- ③ 賃金台帳、労働者名簿、出勤簿(タイムカード等)

【参考】 労務関係の帳簿等について

法令により調製が義務づけられたもの、雇用管理や給与計算に必要なもの等があります。(詳細は労働基準監督署へお問い合わせください。)

- 労働者名簿(労働基準法第107条)
 - 氏名·生年月日·住所
 - 雇入れ年月日
 - 解雇又は退職の年月日及びその事由
 - 従事する業務の種類
- など
- 出勤簿又はタイムカード
- 社会保険や労働(労災・雇用)保険の各種手続の事業主控

- 賃金台帳(労働基準法第108条)
- 賃金総額と各種控除額
- 基本給と諸手当の内訳
- 賃金計算期間
- 労働日数・時間数 など
- 就業規則・給与規定(労働基準法 第2条、第15条、第89条)
- 労働条件通知書(雇入通知書) (労働基準法第 15 条)又は雇用契 約書

労働保険保険関係成立届の記入例

※記入すべき事項のない欄又は記入枠は空欄のままとし、事項を選択する場合には、該当事項を○で囲み、 ※印のついた欄又は記入枠には記入しないでください。

様式第1号(第4条、第64条、附則第2条関係)(1)(表面) 提出用 「労働保険番号」 この届を提出するハローワーク、 〇:保険関係成立届(継続)(事務処理委託届) 5 年 4 月 4 日 または労働基準監督署で記入しま | :保険関係成立届(有期) | 2:任意加入申請書(事務処理委託届) 名古屋市中区三城 ① 住所又は 事所 在 地 すので記入しないでください。 31600 業 氏名又は 主 名 * ハローワーク建設 対対 (イ) 届けます。(31600又は31601のとき) 名古屋中 労働 局 長 労働基準監督署長 公共職業安定所長 数 (ロ) 労災保険 (ハ) 雇用保険 の加入を申請します。(31602のとき) ①「事業主」 *** 460-8507 名古屋市中区 ・すでに継続事業の一括の認可を受 惠在 三00九2-5-1 けている事業主の場合は、当該一 京漢字 修正項目番号 部道府県 所掌 管轄(1) 括に係る指定事業の所在地及び名 **** 052 -972-025/ * 用を記入してください。 も ハローワーク建設 460-8507 株式会社 ③「事業の概要」 ・製造工程又は作業内容及び製品名 ナカク 一般工术建築工事業 等の事業内容を具体的に記入して サンノマル ● 建築事業 ⑥「保険関係成立年月日」 加入済の 労働保険 (ロ) 雇用保険 (労災) 年月 ・労働保険の適用事業となった年月 (分) 保険関係 成立年月日 (雇用) 5 #4A/B 名古屋 を記入してください。 日屋 Z 60,000 8 賃金総額の見込額 ⑦「雇用保険被保険者数」 づき) # 住所(・「一般・短期」には、その年度にお の丸 ける 1 か月平均雇用保険被保険者 数(一般被保険者数、高年齢労働者 悉 数及び短期雇用特例被保険者数の 5 -事務称 合計数)を記入し、「日雇」には、 日雇労働者数を記入してください。 代表者氏名 ハローワ 所 ⑧「賃金総額の見込額」 ・保険関係が成立した日から当該年 ① 事業開始年月日 年 月 В 度末(3月31日)までの期間に使用 ② 專業廃止等年月日 月 B する労働者にかかる賃金総額の見 印 建設の事業 込額を記入してください。 052 02 の請負金額 立木の伐採の事業 の業材見込生産量 2万3-84 ハロ 住 郵便報号 ①(18/19/20「事業所」 発が在地 ・実際の事業を営んでいる所在地を記 株式会社 入してください。 注氏名又 ・個人の場合は屋号のほか事業主の氏 名を記入してください。 名称 ・<カナ>には、カタカナと「一」のみ 申保険関係等区分 (31600円は31602のとき) を使用し、英字はカタカナに置き換 えて読みやすいよう適宜区分して記 - 0 4 - 0 1 B 入してください。 ・<漢字>には漢字・ひらがな・カタ 34 雇用保险被保険者数 カナの他、英字にて正しく記入して ください。 公 適用落学機保险基品 1 38 湯用落紫像保약器長2 都道府県 所掌 管轄(1) 都遊府県 所掌 管轄(1) ②「保険関係成立年月日」 ・⑥欄の年月日を記入してください。 会特掲コード (31600又は ※管轄(2) 31602のとき) (31600のとき) ※産業分類 (31600又は ※データ ※再入力区分 31602のとき) 指示コード ※再入力区分 ②「雇用保険被保険者数」 ・⑦欄の一般・短期と日雇との合計 人数を記入してください。 ハローワーク建設株式会社 代表取締役 三の大太郎 29「法人番号」 ・法人番号 (国税庁から通知される 13 桁の番号)を記入してください。 1234567890123 個人事業主の場合は、13 桁すべて に「0」を記入してください。 (4.3)

「労働保険番号」

「労働保険保険関係成立届」を労 働基準監督署に提出すると労働 保険番号が割り振られますので その番号を記入してください。

⑩「保険料算定基礎額の見込額」

保険関係が成立した日から当該 年度末(3月31日)までの期間 に使用する労働者にかかる賃金 支払総額の見込額(1,000円未満 切り捨て)を記入してください。

(A)「概算·增加概算保険料額」

・②保険料算定基礎額の見込額に ⑬保険料率を乗じて得た額を記 入します。(その額に1円未満の 端数があるときは、これを切り捨てた額となります。)なお、(ロ) 及び(ホ)に記入した場合はその 合計額を、(ロ)又は(ホ)のどちらか一方に記入した場合はその額 を(イ)に記入します。

⑪「延納の申請」

保険料額が400.000円(労災保 険・雇用保険のいずれか一方の 場合は200,000円)以上で、延納 を希望する場合には保険料の納 付回数を記入します。

[納付回数]

成立年月日 4/1~5/31 3回

 $6/1 \sim 9/30$ 2回 10/1 以降 1回

③ 「法人番号」

- ・法人番号(国税庁から通知され る13桁の番号)を記入してくだ
- ・個人事業主の場合は、13 桁すべてに「0」を記入してください。

②「期別納付額」

・各期の納付額を記入します。な お各期納付額は次のようにして 算出します

概算保険料額(「⑭欄の(イ)」を ⑦の納付回数で除し、その額に 1円又は2円の端数があるとき その端数を1期に加算して 「②欄の(イ)」の概算保険料額 の1期分欄に記入し、端数のな くなった額 (2期分、3期分(納 付回数が2回の場合は2期のみ) を「②欄の(チ)(ル)」のそれぞれ の該当欄に記入します。

②「保険関係成立年月日」

「労働保険保険関係成立届」の⑥ 欄の日を記入してください。

26「加入している労働保険」

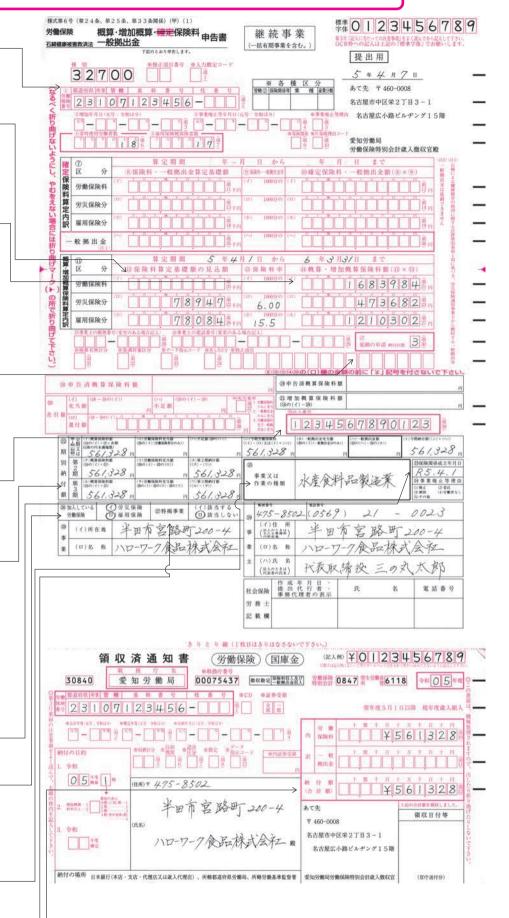
労災保険と雇用保険の両保険に 加入しているときは(イ)と(ロ) 労災保険のみに加入してい るときは(イ)を、雇用保険のみ に加入しているときは(ロ)を○ で囲みます。

25「事業又は作業の種類」

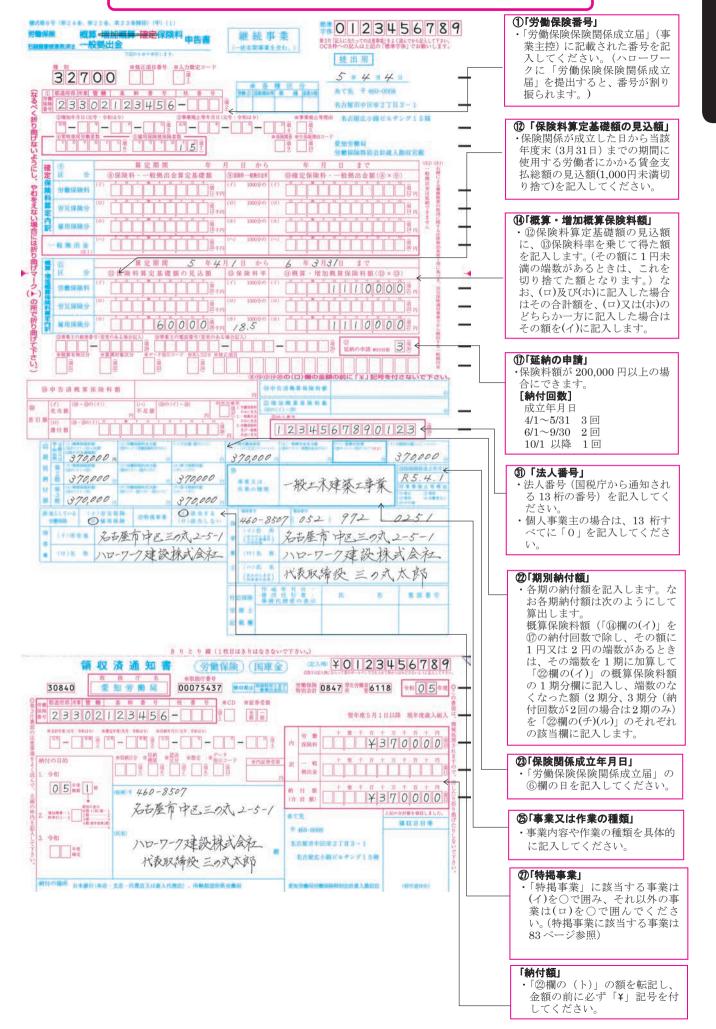
事業内容や作業の種類を具体的 に記入してください。

「特掲事業」に該当する事業は (イ)を○で囲み、それ以外の事 業は(ロ)を○で囲んでくださ い。(特掲事業に該当する事業は 83ページ参照)

・「②欄の(ト)」の額を転記し 金額の前に必ず「¥」記号を付 してください。



労働保険概算保険料申告書(二元適用事業)の記入例



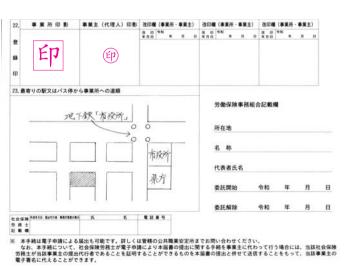
事

雇用保険適用事業所設置届の記入例

	↑「法人番号(個人争果の場合は記 入不要です。)」
雇用保険適用事業所設置届 (@T\$2周の注意事項を読んでから記載してください。)	・法人番号(国税庁から通知される
(核無種別 1.法人番号(個人事業の場合は記入不要です。) 下記のとおり届けます。	13 桁の番号) を記入してください。
1200 123 456 789 0123	2「事業所の名称(カタカナ)」
	・数字は使用せず、カタカナと「-」 記号のみで記入してください。
#業所の名称 (続き (カタカナ))	・記入欄に余裕がある場合は、読み やすいよう適宜区分して記入して
3. #¥Brio 26% (½字)	ください。
ハ ロ - フ - ク	・個人の場合は屋号のほか事業主の 氏名を記入してください。
株式 会 社	例 テキヨウ ショウテン センイン クニヒロ
4.郵便番号	
5. 事業所の所在地(漢字)※市・区・部及び町村名	3「事業所の名称(漢字)」 ・漢字、カタカナ、ひらがな及び英
名 古 屋 市 中 区 三 ク 丸	数字により明瞭に記入してくださ
2-5-1	<i>۱</i> ۰°
事業所の所在地(漢字)※ビル、マンション名等 [5「事業所の所在地(漢字)」1行目
6.事業所の電話番号(項目ごとにそれぞれ左詰めで記入してください。)	・都道府県名は記入せず、特別区名、 市名又は郡名とそれに続く町村名
○ 5 2 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	を左詰めで記入してください。
5-050401 (3 RR0 4 FR)	「事業所の所在地(漢字)」 2 行目 ■ 丁目及び番地のみを左詰めで記入
※ 9. 設置区分 10. 事業所区分 11. 産業分類 12. 台帳保存区分	してください。 また、所在地にビル名又はマンシ
記 戦 棚	ョン名等が入る場合は3行目に左
13. 住所 (AACESUSTAC) 名古屋市 中区三の式 ユーケー/ 17.常時使用労働者数 /5 人 (AACESUSTAC) 名古屋市 中区三の式 ユーケー/	詰めで記入してください。
** (フリガナ) (フリガナ) (スタナー) 18.雇用保険値保険者数 日 雇 人	
(フリガナ) 異金輪切日 上の 日	7 「設置年月日」 ・雇用保険の適用事業になった年月
(BAGE SURRECIRE) が、水外でが 大 二 クメントン	日を記入してください。(労働保険
14. 事業の概要 (無pomesusans) (無pomesusans) (無pomesusans) (其)	保険関係成立届の⑥欄「成立年月 日(雇用)」と同じ。)
15.事業の 開始年月日 令和 ケ年 4 月 / 日 ※事業の 令和 年 月 日 21.社会保険加入状況 (原生理金属)を 関数年月日 令和 ケ 年 4 月 / 日 16.廃止年月日 令和 年 月 日 21.社会保険加入状況 (原生理金属)を	
備 × 所 次 課 係 疾 操	8「 労働保険番号」 ・労働保険保険関係成立届を労働基
表 長 長 長 大 7名 1 1 1 1 1 1 1 1 1	準監督署へ提出する事業所は、事
	業主控えに記載された労働保険番 号を記入してください。

※ 裏

面



事業所印、事業主印について

1. 事業所印、事業主印が含まれている場合の例



2. 事業所印、事業主印が別になっている場合の例

(1) 役職印の場合





(2) 役職印がない場合(私印)





2 事業所の所在地、名称、および事業主の住所、名称、氏名、事業の種類に変更があったとき

(1) 労働保険関係

- ・ 提出書類・・・・・ 「労働保険名称、所在地等変更届」
- ・ 提出期日・・・・・・変更のあった日の翌日から起算して10日以内
- ・ 提出先・・・・・・・・・次の①または②のとおり
- ①一元適用事業は、事業所の所在地を管轄する労働基準監督署へ提出してください。
- ②二元適用事業は、雇用保険は事業所の所在地を管轄するハローワークへ、労災保 険は事業所の所在地を管轄する労働基準監督署へ提出してください。
- 持参するもの・・・添付書類については各提出先にご確認ください。

(2) 雇用保険関係

- 提出書類・・・・・・・「雇用保険事業主事業所各種変更届」
- ・ 提出期日・・・・・・変更のあった日の翌日から起算して10日以内
- ・ 提出先・・・・・・・・・・事業所の所在地を管轄するハローワークへ提出してください。
- ・ 持参するもの・・・・原則、添付書類は不要ですが、内容確認のため、以下の書類 の添付を求めることがあります。

(登記事項証明書(法人事業所の場合、雇用保険事業主事業所各種変更届に法人番号が記載されている場合は省略可能)、事業許可証、他の行政機関への提出済書類(控)等、変更の事実が確認できる書類)

※ 法人の場合、法人の代表者の変更のみの時は届出の必要はありません。

事業所の所在地が変更となった場合は、以下にご注意ください!

① 一元適用事業

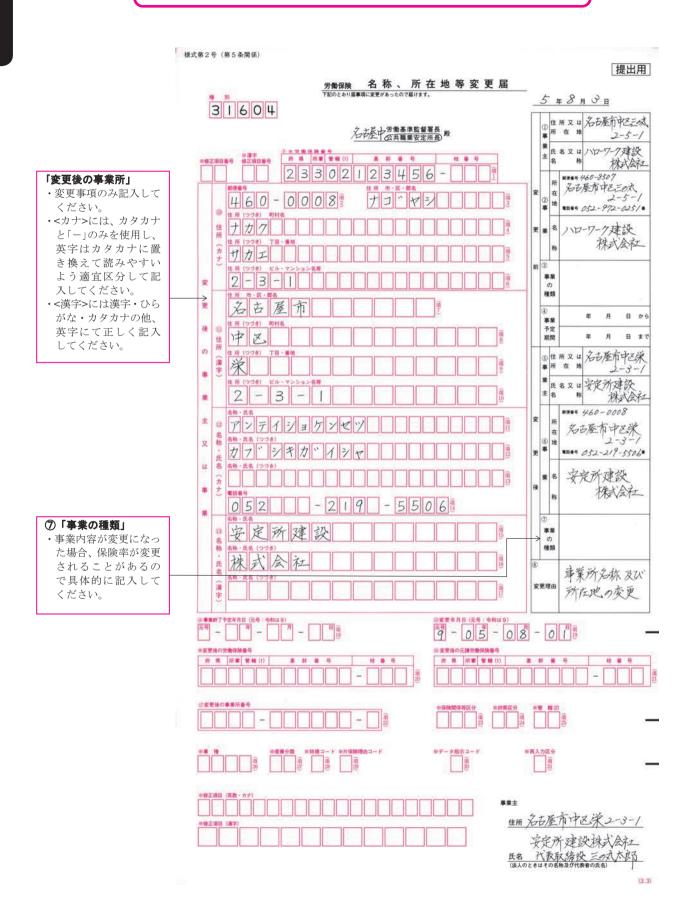
移転後の所在地を管轄する労働基準監督署へ「労働保険名称、所在地等変 更届」を提出した後、移転後の所在地を管轄するハローワークへ、その控を 添えて「雇用保険事業主事業所各種変更届」を提出してください。

② 二元適用事業

雇用保険については、移転後の所在地を管轄するハローワークへ「労働保険名称、所在地等変更届」、「雇用保険事業主事業所各種変更届」を、労災保険については、移転後の所在地を管轄する労働基準監督署へ「労働保険名称、所在地等変更届」を提出してください。

所

労働保険名称、所在地等変更届の記入例



雇用保険事業主事業所各種変更届の記入例

雇用保険事業主事業	所各種変更届 ※	12面の注意事項を読んでから記載してください。) ■ 業所番号	2「変更年月日」3「事業所番号」
帳票種別 □ 3 ○ 3 ×1.変更	2.変更年月日	E	2 変更平月口] 3 季果所番号] 4 「設置年月日] ・「0」も省略せず、枠すべてに記入し
3. 事業所番号	元号 年 4.設置年月日	Я — — — — — — — — — — — — — — — — — — —	てください。
2302-123456-7	5-050	計 O I (3 昭和 4 平成) まま ―― 男 日 (3 昭和 4 平成) まま 機械を	5「法人番号(個人事業の場合は記入不
●下記の5~11欄については、変更がある事項のみ割 5.法人番号(個人事業の場合は記入不要です。)	『載してください。	短環しますの	要です。)」 ・法人番号(国税庁から通知される 13
[12]3]4[5]6[7]8[9]0[12]3 ← 6. 事業所の名称 (カタカナ)		で、 海 きな	桁の番号)を記入してください。
アンデイショケンセツ			
カフンチカンイシャー] ` _	6 および 7「事業所の名称」、8「郵便番号」、9「事業所の所在地」、10「事業所
7.專業所の名称 (漢字) 安尼所建設			の電話番号」 ・変更事項のみを記入してください。
事業所の名称 (続き (漢字))			ただし、事業所の所在地が変更になった場合は、変更となった所在地全てを
8. 郵便番号 10. 事業所の電 14. 6 0 - 0 0 0 8 0 5 2	話番号(項目ごとにそれぞれ左詰を	DEBALT (KESU.)	記入してください。
9.事業所の所在地(漢字) 市・区・都及び町村名 市外発電 名 古 屋 市 中 区 栄	市内局署		
事業所の所在地(漢字) 丁目・番地			11「労働保険番号」
2 - 3 - 1 - 1 - 3 - 1 - 1 - 3 - 1 - 1 - 3 - 1 - 3 - 1 - 3 - 1 - 3 - 3			・所在地移転・事業内容の変更等により 労働保険番号が変更になったとき記
11. 労働保険番号	※ 12.設置区	分 13. 事業所区分 14. 産業分類	入してください。ただし、他のハロー ワークの管内から移転した場合は、変
約集 智轄 基幹番号 枝番号	公共職業安定所 記 載 欄	5版) (1個別) — — — — — — — — — — — — — — — — — — —	更がなくても記入してください。
** (フリガナ) ナゴヤシナカクサガエ (車 所 名古屋市中区栄之-3-/	18. 変更前の事業所の名称 ノンレー	ワークなンマンカブシャガーシャ	
** (フリガナ) アンティショケンセツカブシキガジント ** 安定所建設株式会社 ** (フリガナ)	19. 変更前の事業所の所在地 名ち/	マシ ナガクサンノマレ 屋市中区三の丸2-5-1	16「変更後の事業の概要」 ・事業内容が変更になった場合は、変更
項 主 (50.77) 氏 名 (14.00.594)	※事業のAto # 8	/ 目 24.社会保険 使生生金保険 (東生年金保険) (東生年金保険) (東生年金保険) (東生年金保険) (東北 中央	後の事業内容を具体的に記入してください。
16. 変更後の事業の概要	21.廃止年月日 ^{で和} キ 月 22.常時使用 労働者数 子 ク	日 25.雇用保険 - 般	700.10
17. 変更の理由 事業所名称及び所在地の変更	t n male	課 26.獎 金 黄金寿切日 末 日 英 払 関 係	
備考長	次長長	係 長	※ 裏面も忘れずに記入してください
(この展出は、変更のあった日の翌日から起舞して10日以内に提出してください。	200	(15) 2023.1	
27「登録印」28「最寄りの駅又は…」	2		事業主 改印欄 (事業所・事業主) 改印欄 (事業所・事業主)
・押印及び記入してください。		Y CD	7 0 4/10 4 7 0 4/10 4 7 0
	6		
	2	8. 最寄りの駅又はパス停から事業所への道順	労働保険事務組合記載機
			所在地
	<u> </u>	一至名程默 広小路通 至栄 「the 」	→ 8 #
	 	2. 2. 2. 2. 4. 2. 4. 4. 4. 4. 4. 4. 4. 4. 4. 4. 4. 4. 4.	代表者氏名 年 月 日
		[2]	委託開始 年 月 日
	裏	上記のとおり届出事項に変更があったので届けます。 人士/を「子公共職業安定所長 殿	会和 5 年 8 月 3 日 エ系がセスジュンー/
		住所 大事業主 名称 发氏名)	定济建設,株式会齐工 读取铸役三0八八块5
		社会保険 作成年月8 - 東京大川市 - 年前代集中の表別 氏 名 電 延 番 号 労 器 士 記 転 機	
		※ 本手続は電子申請による届出も可能です。詳しくは管轄の公共職なお、本手続について、社会保険労務士が電子申請により本届書保険労務士が当該事業主の提出代行者であることを証明することが	の提出に関する手続を事業主に代わって行う場合には、当該社会

3 事業を廃止・休止したとき、または雇用する労働者がいなくなったとき

(1) 労働保険関係

- · 提出書類·····「労働保険確定保険料申告書(納付書)」
- ・ 提出期日・・・・・事業を廃止した日の翌日から起算して50日以内
- ・ 提出先・・・・・・次の①または②のとおり
- ① 一元適用事業は、<u>黒色と赤色</u>で印刷された申告書(納付書)を、労働局、労働 基準監督署又は金融機関へ申告、納付してください。
- ② 二元適用事業は、雇用保険は<u>ふじ色と赤色</u>で印刷された申告書(納付書)を労働局又は金融機関へ、労災保険は<u>黒色と赤色</u>で印刷された申告書(納付書)を労働局、労働基準監督署又は金融機関へ、それぞれ申告、納付してください。
- 持参するもの・・添付書類については各提出先にご確認ください。

(2) 雇用保険関係

- · 提出書類·····「雇用保険適用事業所廃止届」
- ・ 提出期日・・・・・・廃止した日の翌日から起算して10日以内
- 提出先・・・・・・・事業所の所在地を管轄するハローワークへ提出してください。
- ・ 持参するもの・・・登記事項証明書(法人事業所の場合、雇用保険適用事業所廃止 届に法人番号が記載されている場合は省略可能)、閉鎖謄本、 労働者名簿、出勤簿など廃止の事実が確認できる書類
- ・ その他の手続き・・雇用保険被保険者資格喪失届および雇用保険被保険者離職証 明書を同時に作成し、提出してください。

以下のいずれかに該当する場合も、事業所廃止届をご提出ください!

- ① 事業は継続しているが、雇用する被保険者が「0人」になり、被保険者に なる労働者を雇用する見込みがないとき。
- ② 事業を休止し、再開する見込みがないとき。

労働保険確定保険料申告書の記入例

	#式等6号(第24条、第25条、第33条関係)(甲)(1) 労働保険 振算・増加概算・確定保険料 申告書 「総 続 事 業 (一括有期事業を含む。)
⑤「 雇用保険被保険者数」 ・月平均被保険者数を記入	# 第 第 3 2 7 0 0 単作正項目番号 単入力数定コード
してください。	2 3 3 5 7 0 6 2 8 - 1 1 1 1 1 1 1 1 1
③「保険料算定基礎額」・年度当初(4月1日)から廃止等年月日までの期間に使用した労働者にか	***********************************
かる賃金総額(1,000円未 満切り捨て)について記 入してください。	## 1
	所でする (中) 第月保険分 (中) 第月 (中) 1000分の (中) 第月 (中) 1000分の (中) 第月 (中) 1000分の (中)
(1) 「申告済概算保険料額」 ・既に提出済の概算保険料 申告書事業主控の⑭欄 (ホ)を転記してくださ い。	(イ) (39-30(イ)) (ハ) (300(イ)-(3) (300(4)-(3) (300(イ)-(3) (300(イ)-(3) (300(イ)-(3) (300(イ)-(3) (300(4)-(3) (300(4)-(3) (300(4)-(3) (300(4)-(3) (300(4)-(3) (300(4)-(3) (300(4)-(3) (300(4)-(3) (300(4)-(3) (300(4)-(3) (300(4)-(3) (300(4)-(3) (300(4)-(3) (300(4)-(3) (300(4)-(3) (300(4)-(3) (300(4)-(3) (300(4)-(3) (300(4)-(3) (300(4)-(3) (300(4)-(3) (300(4)-(3) (300(4)-(3) (300(4)-(3) (300(4)-(3) (300(4)-(3) (300(4)-(3) (300(4)-(3) (300(4)-(3) (300(4)-(3) (300(4)-(3) (300(4)-(3) (300(4)-(3) (300(4)-(3) (300(4)-(3) (300(4)-(3) (300(4)-(3) (300(4)-(3) (300(4)-(3) (300(4)-(3) (300(4)-(3) (300(4)-(3) (300(4)-(3) (300(4)-(3) (300(4)-(3) (300(4)-(3) (300(4)-(3) (300(4)-(3) (300(4)-(3) (300(4)-(3) (300(4)-(3) (300(4)-(3) (300(4)-(3) (300(4)-(3) (300(4)-(3) (300(4)-(3) (300(4)-(3) (300(4)-(3) (300(4)-(3) (300(4)-(3) (300(4)-(3) (300(4)-(3) (300(4)-(3) (300(4)-(3) (300(4)-(3) (300(4)-(3) (300(4)-(3) (300(4)-(3) (300(4)-(3) (300(4)-(3) (300(4)-(3) (300(4)-(3) (300(4)-(3) (300(4)-(3) (300(4)-(3) (300(4)-(3) (300(4)-(3) (300(4)-(3) (300(4)-(3) (300(4)-(3) (300(4)-(3) (300(4)-(3) (300(4)-(3) (300(4)-(3) (300(4)-(3) (300(4)-(3) (300(4)-(3) (300(4)-(3) (300(4)-(3) (300(4)-(3) (300(4)-(3) (300(4)-(3) (300(4)-(3) (300(4)-(3) (300(4)-(3) (300(4)-(3) (300(4)-(3) (300(4)-(3) (300(4)-(3) (300(4)-(3) (300(4)-(3) (300(4)-(3) (300(4)-(3) (300(4)-(3) (300(4)-(3) (300(4)-(3) (300(4)-(3) (300(4)-(3) (300(4)-(3) (300(4)-(3) (300(4)-(3) (300(4)-(3) (300(4)-(3) (300(4)-(3) (300(4)-(3) (300(4)-(3) (300(4)-(3) (300(4)-(3) (300(4)-(3) (300(4)-(3) (300(4)-(3) (300(4)-(3) (300(4)-(3) (300(4)-(3) (300(4)-(3) (300(4)-(3) (300(4)-(3) (300(4)-(3) (300(4)-(3) (300(4)-(3) (300(4)-(3) (300(4)-(3) (300(4)-(3) (300(4)-(3) (300(4)-(3) (300(4)-(3) (300(4)-(3) (300(4)-(3) (300(4)-(3) (300(4)-(3) (300(4)-(3) (300(4)-(3) (300(4)-(3) (300(4)-(3) (300(4)
③ 「法人番号」	差引 類 (2)
・法人番号 (国税庁から通知される13桁の番号)を記入してください。 ・個人事業主の場合は、13桁すべてに「0」を記入	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
してください。	(1) ## 株式会社ハローワーク組 株式会社ハローワーク組
②「事業廃止等理由」・ 該当する理由に「○」を付けてください。	世 (成人のとうな) 三 の 式 太子 (成人のとうな) 三 の 式 太子 (成人のとうな) 三 の 式 太子 (成成の人の人の人の人の人の人の人の人の人の人の人の人の人の人の人の人の人の人の

き り と り 線 (1枚目はきりはなさないで下さい。)

※納付する保険料がない場合は金融機関・郵便局へ提出することはできませんので、管轄の労働局または事業所の 所在地を管轄するハローワークへ直接ご提出いただくか、ご郵送いただきますようお願いします。

雇用保険適用事業所廃止届の記入例

1 「法人番号(個人事業の場合は 記入不要です。

・法人番号 (国和る 13 桁の番号) い。

備考		↑ · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	1	長	労働保証		且合記載村			者	_
			1	531		Action and action				者	
備			1	長	長	長		N.		者	
		*-	6	次	課	係		係		操作者	
欄		電話番号				郵便	番号		-		
記載	の住所・氏名	代表者氏名				1				-	
定所	承継者等のある場合は、その者	(フリガナ)									
業安	変更する場合又は事業主に	住 所									
公共職	届書提出後、事業主が住所を	名 称 (フリガナ)									_
*		(フリガナ)									
				電話番号							
Zi	古圣南 公共職業安定所長	殿	事業主				父三,			5	
_	令和 5 年 7	8			2000		巻 込港 ハローブ	207		4	
٦	上記のとおり届けます。	2000 924					3 8				
労	MEL /ID	706	1 1	廃	1.52		えによりき	1033		-	
10.	名 称 芦苇	<u> </u>	- 八 口	=				<u>ک</u> .بد	u p	ようにして	
業所										一 い	
9. 事	所在地 名右	マシミ 屋市港	トクコラ	7×1 5明 /	-10	-4				、汚さな	
 7.9	年 月 日			KO 1901-12						すので、	
. 統·	年 月 日 合先事業所の設置年月日	昭和 4 平成)								処理しま	_
·廉 5[正年月日 一050630(\$	平成)	隆止区分 7	. 統合先事業	州の事業	州番号				6機械で	
	303-5706	28-		4-0	501		(3 昭和 5 令和	4 平点	*)	このまま機械で処理します	_
<u>リ</u> し。事	牛 ○ ○ 2		<u>1 امال.</u> 4	設置年月日			- -	<u> </u>	ᆛ	用紙は、	
長票	種別 1.法人番号	(個人事業の	場合は記入れ	下要です。)	ادا	※2. ₹	日の資格	喪失・	転出者数	(20	2000
	*ら通知され (してくださ 雇用(呆険適用	事業所	廃止届	(必)	禁準 学体 ず第2面の	123	4 続んで	5 6 記載	1/18	L

4 労働保険料の申告・納付に関係する事務をまとめて処理したいとき

労働保険では、1つの会社でも支店や営業所など個々に申告・納付を行っている ところがありますが、一定の要件を満たす継続事業の場合には、これら個々の労働 保険料の申告納付事務を指定した1つの事業所(指定事業)にまとめて処理するこ とができます。

- · 提出書類······「労働保険継続事業一括申請書」(3枚1組)
- 提出期日・・・・・・申請をしようとする都度すみやかに
- ・ 提出先・・・・・・・・指定を受けることを希望する事業所(本店等)の所在地を管轄 する労働基準監督署(一元適用事業)またはハローワーク(二 元適用事業)
- 持参するもの・・・添付書類については各提出先にご確認ください。

※ 注意 <u>継続事業の一括の取扱いが認められた場合でも、雇用保険の被保険者等の</u> 届出手続をする事業所の単位は変更されません。

継続事業の一括認可基準

- ① 指定を受けることを希望する事業(指定事業)と指定事業に一括される事業(被 一括事業)との事業主が同一であること。
- ② それぞれの事業が継続事業であること。
- ③ それぞれの事業が下記のいずれか1つのみに該当すること。
 - イ 二元適用事業であって、労災保険に係る保険関係が成立している事業
 - ロ 二元適用事業であって、雇用保険に係る保険関係が成立している事業
 - ハ 一元適用事業であって、労災保険及び雇用保険の両保険に係る保険関係が成立している事業
- ④ それぞれの事業が「労災保険率表」による「事業の種類」が同じであること。 なお、上記③ロについても、「事業の種類」が同じであること。

労働保険継続事業一括申請書の記入例

様式第5号(第10条関係)

労働保険 継続事業一括認可·追加·取消申請書

提出用

-	3	※修正項目番号 ①下記のとおり継続事業の一記	新に係る {・説可の遺加 と認可の取消 } の申請をします。
指定 ③ 分 保 番 ④所	働 険号 在地	23302123456- 25屋市中区荣之-3-1	②申請年月日 (元号:令和は9) 元号
請書の	1	 (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4	#認可コード **管轄(2) ** * * * * * * * * * * * * * * * * *
指定事業に一括さ	2	(3) 所集 新株 管轄(1) 基 幹 番 号 枝番号 労働(発音号	※説可コード ※管轄(2) ② 整理番号 項
を取消	3	(B) 所集 所掌 管轄(1) 基 幹 番 号 枝番号 労働 (R) (R) (R) (R) (R) (R) (R) (R) (R) (R)	# 2
される事業	4	(2) 所 県 所掌 管轄(1) 基 幹 番 号 枝 番 号 労働保管号	# 総可コード **管轄(2) ② 整理番号 (項 16) (項 17) (項 182) 郵便番号 (金保険関係成立区分 (イ) 労災・曜用 (ロ) 労 災 (ル) 雇 用 (労災保険率表による) 電話番号
		※認可・取消年月日 (元号:令和は9) 元号 — 甲 — 月 — 日 (第23) ※修正項目	※デーク指示コード

愛 天口 労働局長 殿

事業主

住所 名古屋市中区学 ユーゴー/安定所建設株式会社 氏名 代表取締役 三の式大郎 (法人のときはその名称及び代表者の氏名)

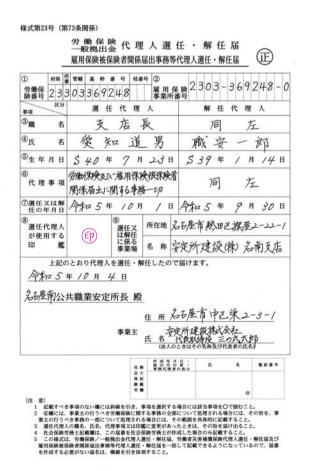
5 事業主が行うべき事務を工場長、支店長等に代理させるとき、またはその代理人を解任したとき

- · 提出書類·····「雇用保険被保険者関係届出事務等代理人選任·解任届」
 - ① 一元適用事業は緑色で印刷された書類を使用します。
 - ② 二元適用事業は茶色で印刷された書類を使用します。
 - ③ 届出書類は5枚1組です。
 - ④ この様式は、労働保険・一般拠出金代理人選任・解任届、労働者災害補償保険代理人選任・解任届と一括して記載できるようになっているので、届出書類を作成する必要のない届名は、横線を引き抹消してください。
- ・ 提出期日・・・・・代理人の選任又は解任のあった都度速やかに
- ・ 提出先・・・・・・雇用保険被保険者関係届出事務等代理人選任・解任届は、事業所の 所在地を管轄するハローワーク

労働保険・一般拠出金代理人選任・解任届は、一元適用事業または二元適用事業の労災保険は事業所の所在地を管轄する労働基準監督署、二元適用事業の雇用保険は事業所の所在地を管轄するハローワーク

労働者災害補償保険代理人選任・解任届は、事業所の所在地を管轄 する労働基準監督署

雇用保険被保険者関係届出事務等代理人選任・解任届の記入例



6 施設が適用事業所にあたらないとき

雇用保険に関する事務処理は、原則は事業所ごとに行うこととなっていますが、 労働者が役務を提供する場所又は施設(支店、営業所、出張所等)が、次の要件に すべて該当し、独立した事業所と認められないときは、下記の書類を提出して承認 を受ければ、直近上位の主たる事業所(本社、支社等)で、一括して雇用保険関係 被保険者に関する一切の手続を行うことができます。

- ・ 提出書類・・・・・「雇用保険事業所非該当承認申請書」(4枚1組) 「事業所非該当承認申請調査書」
- 提出期日・・・・・申請しようとする都度速やかに
- ・ 提出先・・・・・・・非該当承認対象施設の所在地を管轄するハローワーク
- ※ 原則として、継続事業の一括の認可を受けている事業所については、事業所非 該当の対象にはなりません。

事業所非該当承認基準

- ① 人事、経理、経営(又は業務)上の指揮監督、賃金の計算、支払等に独立性がないこと。
- ② 健康保険、労災保険等他の社会保険についても主たる事業所で一括処理されていること。
- ③ 労働者名簿、賃金台帳等が主たる事業所に備え付けられていること。

雇用保険事業所非該当承認申請書の記入例

雇用保険 事業所非該当承認申請書(安定所用) . 事業所非該当承認対象施設 (7)(9)(10(12)欄 労働保険の保険料の徴収等に関する法律 施行規則上の事業場とされているか * ハローワークエ具(株) 岡崎営業所 該当するものを○で囲んで 在地 图444-0813 在地 图4有对接可以能达50-1> 會 号 ⑨社会保険の 取 扱 い ください。 A和5年11月 1日 収扱い ⑩各種帳簿の 備付状況 労働者名簿 ・ 工具販売業 賃金台帳 · 田動簿 ④事業の種類 備付状況 ①管轄公共 職業安定所 岡崎 公共職業安定所 ⑤従 業 員 数 (うち被保険者数 「2. 事業所」 印申請理由 当該施設は営業社員のみであり人事・経理上の独立性がないため ・上記 1 の施設に係る事務 を行う事業所について記 母事業所番号 2302-1112222-7 ほ従業員数 (うち被保険者数 入してください。 □週用年月日 子成 / 7年 4 月 / 日 ハローワークエ具(株) 〒 460-0008 名古屋市中区東 7-1-10 電話 (052)219-5506 名古屋中 公共職業安定所 场所 在 地 印事業の種類 (18)「従業員数」 住所名古屋市中区荣7-1-10 事業主(又は代理人) ⑤欄の人数は含めないで 氏名)1口-ワーク工具(株)代表取締役三の文太郎 6個時 所成年月日-現出代行者の成形 民 名 電影車号 (注) 社会保険労務士記數欄は、 この届書を社会保険労務士が 作成した場合のみ配入する。 記載報 ください。 ※公共職業安定所記載權 上記申請について協議してよる 所長 次長 課長 係長 (19)「適用年月日」 ・雇用保険の適用事業となっ 協議年月日 下記のとおり決定してよろしいか。 た年月日を記入してくだ 所長 次長 課長 係長 係 さい。 協議結果 通 · 不承認 倜

7 事業所関係の届出をしたときにお渡しするもの

(1) 事業所設置届又は各種変更届を提出したとき

ハローワークから、以下の様式(A4版)に印字したものをお渡ししますので、大切に保管しておいてください。

なお、お渡しする書類に記載されている「労働保険番号」、「雇用保険適用事業所番号」とは以下のとおりです。

① 労働保険番号(14桁)

労働保険番号は、適用事業ごとに定められる番号で、保険料の申告・納付など 労働保険関係の届出書類の提出時に使用する 14 桁の番号です。

xx x xx xxxxx xxx

(府県) (所掌) (管轄) (基幹番号) (枝番号)

② 雇用保険適用事業所番号

雇用保険適用事業所番号は、雇用保険の適用事業所ごとに定める番号で、適用 事業所設置届を提出したときに付与されます。この番号は、以後事業主が行う雇 用保険関係の届出書類の提出時に使用する11桁の番号です。

 $\times \times \times \times \times - \times \times \times \times \times \times - \times$

(安定所番号) (安定所ごと一連番号) (チェックディジ・ット)

	雇用保険 事業 主事業 所 設 置 届 事業主控 事業主事業 所 各種 変更 届					
	1.法人番号	2.事業所番号 2302-123456-7	3. 管轄区分			
	4. 変更年月日					
	5.事業所の名称 ハロ-ワ-クケンセツ カフ [*] シ ハローワーク建 設					
	6. 郵便番号 460-8507					
	7.事業所の所在地 名古屋市中区 三	E の丸 2 - 5 - 1				
	8. 事業所の電話番号 052-972-0251					
	9.設置年月日 R050401	10.設置区分 1 (1 185)				
	11. 事業所区分 2 [1 個別]	12. 産業分類				
	13. 労働保険番号 23302123456					
14.						
考						

事

(2) 事業所廃止届を提出したとき

ハローワークから、以下の様式 (A4版) に印字したものをお渡ししますので、大切に保管しておいてください。

雇用保険適用事業所廃止届事業主控

1.法人番号 0987654321098	2.事業所番号 2302-654321-0	3. 管轄区分 0	
4.事業所の名称 カプシキかイシャ ロウトウ 株式会社 労働商			
5. 事業所の所在地 名 古 屋 市 中 区	栄 2 - 3 - 1		
6.事業所の電話番号 052-253-1111]		
7. 廃止年月日 R051231	8. 廃止区分		
9. 統合先事業所の事業所番	号 10. 統合先管轄区分		

11. 備

2016. 1

○ 適用事業所についての諸手続に関するQ&A

Q 事業を開始した時の手続は?

このたび、従業員1名を雇って食品を製造する会社を設立することになりましたので、新規加入の手続を教えてください。

A 労働者を1人でも雇えば、労働保険(雇用保険+労災保険)が適用されますが、貴社の場合は一元適用事業に該当するため、はじめに、事業開始の日の翌日から起算して10日以内に「労働保険保険関係成立届」を、事業所の所在地を管轄する労働基準監督署に提出します。

上記の手続を行っていただいた後、受理印の押された労働保険保険関係成立届事業主 控及び確認書類等を添えて、「雇用保険適用事業所設置届」と「雇用保険被保険者資格取 得届」を、事業所の所在地を管轄するハローワークに提出することとなります。

また、労働保険料の申告・納付も別途必要となりますのでご注意ください。

Q 事業所の名称・所在地を変更した時の手続は?

このたび、当社では社名を変更し、同時に住所も同じ県内の○○市から△△市へ 移転することになりましたので、変更の手続を教えてください。

A 社名(事業所名)や事業所の所在地を変更したときは、変更のあった日の翌日から起算して 10 日以内に、「労働保険名称、所在地等変更届」を事業所の所在地を管轄する労働基準監督署又はハローワークに、「雇用保険事業主事業所各種変更届」を、事業所の所在地を管轄するハローワークに提出します。(労働保険事務組合に手続を委託されている場合には、まず労働保険事務組合にご連絡ください。)

具体的には、

○ 一元適用事業の場合・・・・・

はじめに移転後の所在地を管轄する労働基準監督署へ確認書類等を添えて「労働保険名称、所在地等変更届」を提出します。その後、移転後の所在地を管轄するハローワークへ確認書類等を添えて「雇用保険事業主事業所各種変更届」を提出してください。

○ 二元適用事業の場合・・・・・

雇用保険については、移転後の所在地を管轄するハローワークへ「労働保険名称、 所在地等変更届」、「雇用保険事業主事業所各種変更届」を、労災保険については、 移転後の住所地を管轄する労働基準監督署へ「労働保険名称、所在地等変更届」を 提出してください。

Q 事業所の設置(廃止)日を誤って届け出た場合は? 先日提出した書類のうち、事業所の設置日を間違えて届け出てしまいました。 この場合の変更手続は可能なのでしょうか。

A 可能です。

訂正の方法については、手続を行ったハローワークへご相談ください。